

入札参加業者 様

福津市契約管財課

福津市発注工事からの暴力団関係事業者の排除について

福津市では、福津市暴力団等追放推進条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないよう、暴力団関係事業者(工事請負契約書第48条の3第1項各号に該当する者。以下同じ。)について、入札、契約からの排除を行っているところです。

このたび、市発注工事から暴力団関係事業者の排除をより徹底するため、排除対象を全ての下請業者に拡大し、平成22年10月1日以降の契約分から、下記のとおり取扱うこととしましたので、本市との契約締結にあたってはご留意願います。

なお、排除の対象となる暴力団関係事業者については、福津市及び福岡県ホームページに掲載し公表します。

記

1. 暴力団と関係のある下請負人の使用禁止

工事請負契約書を改正し、暴力団関係事業者を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)としてはならないこととします。

また、暴力団関係事業者を下請負人としていた場合、市は元請業者に対し当該下請契約の解除を求めることができることとします。

なお、元請業者が正当な理由がなく、市からの当該下請契約解除の求めに従わなかったときは、市は元請業者との契約を解除することができることとします。

さらに、暴力団関係事業者を下請負人としたことによる契約違反の措置として、指名停止等を行います。

2. 「誓約書」の提出

工事請負契約書に規定する暴力団関係事業者の排除に係る条項等について、認識したうえで、了解したことを誓約する旨の「誓約書」の提出を契約締結の条件とするので、入札に際しては、別紙「誓約書」を熟読の上、入札に臨んでください。

3. 「下請施工体系図」の提出

請負金額に関係なく全ての市発注工事について、別に指示する「下請施工体系図」の提出を義務付けます。

誓 約 書

令和 年 月 日

福津市長 様

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、福津市が福津市暴力団等追放推進条例に基づき、公共工事等により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、別紙の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約書第48条の3（以下「暴力団排除条項」という。）第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 福津市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 4 暴力団排除条項第1項各号に該当する者を下請負人としていて、福津市から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、別紙にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<工事請負契約書抜粋（暴力団排除条項）>

第48条の3 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（下請負人の通知）

第7条の2 受注者は、福津市指名停止等措置要綱（平成17年福津市告示第6号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

2 受注者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。